２０１９年
４ 月 １５ 日

ふれあい通信

第６号

横断歩道利用者ファースト運動

「横断歩道利用者ファースト運動」とは…

ドライバーと歩行者が横断歩道上での交通事故防止に向けたコミュニケーションをとる事で、信号機のない横断歩道における歩行者の安全確保と交通事故防止を図るものです。

コミュニケーションとは…互いに「横断歩道をわたる意思表示」「道を譲る意思表示」を行い、相手にその意思を伝えることです。

例えば…

① 横断歩道利用者がドライバーに対する意思表示「今から渡りますよ（手を挙げるなど）」。

② ドライバーは停止後、横断歩行者へ意思表示（「お先にどうぞ（手で道を譲る合図）」）。

③ 歩行者は、可能な限りドライバーへ「ありがとう・お先に失礼します（お辞儀）」の意思表示。

道路を利用する全ての方は、「横断歩道を利用するとき」「車で通過するとき」に相手のことを気遣う『思いやりの心』が必要です。

横断歩道上での交通事故の特徴

ドライバーから見て歩行者が横断歩道や道路を右から左に横断中に事故は多い。

⇨ドライバーは、道路中央にも注意する。

歩行者は、横断歩道を横断中、左方向の安全確認をする。

夜間は特に注意（ライトの構造上、右方向は下を向いているため、右から左へ渡る人の発見が遅れる。）

⇨ドライバーは、夜間走行する際は「こまめにライトを切り替える『ハイビーム切り替え運動』」に努める。

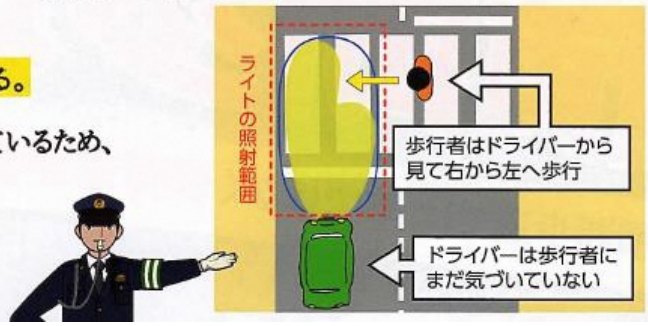

歩行者の皆さんへ

信号機のない横断歩道等を渡ろうとするときは、必ず安全確認と「私、渡ります」といった意思表示を心がけましょう！

ドライバーからは、横断歩道にいる人を見かけても「渡りたいのか、ただ単に誰かを待っているのか分からない」ことがあるようです。

》歩行者・ドライバー双方の意思表示が安全の鍵となります！《

ドライバーと歩行者がお互いに「思いやる・譲り合う」気持ちが必要です！

【道路交通法第 38 条第1項】横断歩道等における歩行者等の優先

車両等は、横断歩道等に接近する場合には、横断歩道等を通過する際に横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前（停止線の直前）で停止できるような速度で進行しなければならない。この場合において横断歩道等により進路の前方を横断中または横断しようとする歩行者等があるときは、横断歩道等の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければならない。

～横断歩道の指示標示及び規制標識～

横断歩道又は自転車横断帯あり

横断歩道　横断歩道・自転車横断帯

ドライバーは

横断歩行者を認めた場合、横断歩道の手前で必ず停止し、歩行者に道を譲りましょう。

歩行者は　安全確認「とまる・見る・待つ」をしっかりと！

歩行者は安全確認をしっかりしましょう！そして車が停止してから横断しましょう！

「元号が変わったのでキャッシュカードを預かります」と言われたら詐欺です！

高齢者をねらう詐欺の手口！

★★手口★★

犯人は、銀行員などをかたり「元号が変わったのでキャッシュカードが使えなくなる」「元号が変わったのでキャッシュカードを新しくしたほうがよい」「確認のため暗証番号を教えてください」などと電話でだまし、キャッシュカードを自宅まで取りに来ます！

令和

ご家族やお知り合いに高齢の方がおられたら、教えてあげてください！

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231（代表）　Eメール x0022@police.pref.shiga.jp